

第 3 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条、第 8 条の 2 関係） (1)～(22) [略] <u>(23) 神戸市公立大学法人</u> (24)～(50) [略]	別表第 1（第 2 条、第 8 条の 2 関係） (1)～(22) [略] <u>(23) 公立大学法人神戸市外国語大 学</u> (24)～(50) [略]
別表第 2（第 10 条関係） (1)～(10) [略] <u>(11)～(16)</u> [略]	別表第 2（第 10 条関係） (1)～(10) [略] <u>(11) 神戸交通振興株式会社</u> <u>(12)～(17)</u> [略]

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。